

海洋自由論の研究(一) : フーコー・グロティウスの 「自由海論」について

大澤, 章

<https://doi.org/10.15017/14422>

出版情報 : 法政研究. 11 (1), pp.35-60, 1941-01. 九州大学法政学会
バージョン :
権利関係 :

海洋自由論の研究 (一)

フリーゴール・グロテウスの「自由海論」について

大澤章

目次

- (一) 序言
- (二) グロテウスの生涯と業績
- (三) 「自由海論」の成立
- (四) その國際法上の意義
- (五) 「自由海論」と戦争並に中立
- (六) 結語

(一) 序言

この十年以來、私は國際秩序の安全を保障する法規と、その機構と機能とについての研究をつゞけてきた。その主要な一つとしての集会的安全保障の制度は、最近數年間の國際紛争の實際に於て、痛ましくもその缺陷と脆



弱性を指示した。國際秩序は、今その法的安全の新しい機構を戦争の過程を通して求めてゐる。然しそのためには、國際秩序の安全の保障についてなされた過去の努力の跡を無視し、若くは過小視してはならない。安全保障條約の研究を私が志したのは、専らかゝる理由に因つてである。かゝる安全保障法の研究は、中立國の地位並に意義の變動に伴つて、國際法に於ける中立、殊に中立法の地位並に意義について根本的に考察し攻究することの必要を指示した。私は安全保障法の研究の發展としての中立法の研究に着手しなければならなくなつた。^(三)然るに中立の概念の變遷、特に國際秩序の安全を保障するについて中立が如何なる意義を有するかの問題は、同時に中立の地位の成立する主要な前提である所の戦争の際に於ける海洋の地位及び意義についても亦、根本的に研究しなければならぬ必要を示唆するものである。そのみではない。私は昭和三年の春以來、一人の畏友と共に、フーゴー・グロテュスに關する研究をつづけてきてゐる。研究の途上に於ては多くの困難と障害とがあり、殊に屢々健康上の事由で中絶しなければならぬ關係から、私の研究の成果は、實に遅々として抄取らなかつた。それにも拘らず、國際關係の實際は、著しい變動の中に於てさへ一脈の不變なる規範の妥當する様相を提示して、私の研究を鞭撻してくれた。私たちの研究の最初の成果として、グロテュスの *Mare liberum* の譯稿が完成した。それは専ら拉典原文からの翻譯に當つてくれた法學士大久保義之君の孜々として止むことのない誠實な努力の齎である。たゞ海洋自由論についての私のその後の研究は、種々の事情のために依然、遅々として進まなかつた。「自由海論」の譯稿は、既に十年以上も私の筐底に藏せられたまゝ、徒に眠つてゐた。勿論私は、他日その譯

を一層完全なものとし、その批判と評釋と共に纏めて世に公にする意向を以て、研究をつゞけてはきてゐる。又そのために必要な文献も、次第に蒐集せられ、海洋自由論についての二個の代表的著作とも見るべきグロティウスの *Mare liberum* の一六〇九年の初版と、セルデンの *Mare clausum* の一六三五年の初版とは、二つながら幸に集めることが出来た。然しそれにしても、蒐集とその整理にも自ら限りがある。且つ私の研究も、上述した「中立法の研究」を契機とし、海洋の自由の原則の意義の探究に集注せられてきた観がある。私はこゝで一應今までの蝸牛の歩みに似た研究の成果を纏めて、海洋の自由についての考察を、グロティウスの海洋自由論の譯稿と共に世に公にすることが、國際法の發達のために必要なことであり、又私の學問的精進の上からも望ましいことではないかと考へ始めた。躊躇をすれば、尙ほ讀みたい權威のある文献で手に入つてゐないものも尠からずあるし、仲々限りがない。學問の研究から見ても十年の年月は決して長いものではないけれども、一つの研究主題のために費された日子として考へれば、必ずしも短いとも云はれないであらう。海洋の自由に關する理論的研究は、中立法の理論の構成にとつて主要な要素の一つである。私は「中立法の研究」の論著を専らその序論的部分にのみとどめ、他日中立についての私の研究が一層進んだ場合に、中立法一般についての著作を完成したいと念願してゐる。従つて、その研究の中途に於て海洋自由論の譯稿と、その評釋並に批判とを發表することも、中立の地位殊に海洋の自由の意義が國際法的にも國際政治的にも重要なものとなつてゐる今日、必ずしも無意義なことではなからうと思ふ。かう云ふ經過と心境との下に、私は海洋の自由に關するこの小さい論究を世に公にする

決心をしたのである。思索の未だ充分に熟してゐない部分も尠なくないと思ふが、それは今後の研究の結果に依つて補正することを期したい。私は兎に角、海洋自由の理論の沿革を語る端緒としてグロテュウスの自由海論についての研究から世に發表して行きたいと思ふ。

(一) 安全保障についての諸論文、殊に昭和五年以來主として國際法外交雜誌に發表した諸論文に依つて、私はこの問題の研究を行つてきた。未發表の講義案は「安全保障諸條約の研究」と題して昭和九年その一部を九州帝國大學法文學部に於て特別講義の内容をなした。

(二) 私は昭和十三年十一月、東京帝國大學法學部の委嘱によつて「中立法の研究」に關する特別講義を行つた。その講義は、私の仕事の捗らないために約滿二年後の今日に至つて尙ほ脱稿に至つてゐないが、來年は出版の運びに至り得ることゝ思ふ。これは上述した様に、中立法の理論の序論とも云ふべきものとなるであらう。

(三) 私は昭和三年、當時尙ほ九州帝國大學の學生であり、後に大學院に於て國際法を専攻した大久保義之君と共に、グロテュウスの學說、特にその *De jure belli ac pacis*, 1625 及び *Mare Liberum*, 1609 の理論を根本的に研究することを志した。さうしてその手始めとして、兩著の完譯に着手した。「戦争と平和の法」は今日に至るまで、未だ完成を見てゐないが、「自由海論」の方は、昭和五年の末に至つて漸く完成した。十年の年月を経た後、やがて近くその譯稿を評釋並に批判と共に公にすることの出来るのは、寔に感懐の深いものがある。殊に大久保君の努力に對しては、心から感謝の念の禁じ難いものがある。

(二) グロテュウスの生涯と業績

(I) その生涯

自由海論について誌すに先立つて、私はグロティウスの生涯について簡単に記しておきたいと思ふ。その人物を知ることは、その學説を理解する上に、極めて重要なことだからである。殊にグロティウスの様な、業績の範圍が廣く、學問の深い人の生涯を知ることが、種々の點に於て意義の深いものがある。佛蘭西國王アンリ四世は彼を評して「和蘭の奇蹟」と呼んだと云ふ。或る傳記者は彼のことを神童 Wunderkind と稱してゐる。^(註)然し、幼なくして多くの學藝に秀で學問の總らゆる領域に互つて深い知識を有つてゐたグロティウスは、普通の言葉の意味に於ての神童ではなかつた。この點からでも、彼の生涯は多くの興味と深い關心とを惹くに足るものを有つてゐる。殊に彼の學説が國際法の發達の上に於て占める大きな意義と重要な地位とについて考へることは、私の研究を進めるについて極めて必要なことである。總ての國際法學者にとつてグロティウスの有つ意義は大きい。國際法の研究に志す程の者は、みな多少とも、その學説の影響を受けてゐると云へやう。固よりグロティウスの學問は、決して國際法若くは法律學の範圍のみに限られてはゐなかつた。その學識は廣く他の部門にまで及び、特に文學、詩文にも長じてゐた。彼の主要な著作のみについて見ても、(1)詩に關するもの七、(2)言語學に關するもの十、(3)史學及び科學に關するもの七、(4)法律學に關するもの七、(5)政治學に關するもの三、(6)神學に關するもの十五、(7)その他のもの八と云ふ多くの部門と數とを示して居り、如何にグロティウスが博識多才であつたかを實證してゐる。^(註)

(四) Julius Reiner, Hugo Grotius und das Weltschiedsgericht, 1922, S. 9 ff.

(五) W. S. M. Knight, The life and works of Hugo Grotius, 1925, p. 291—293. リーはその著書の中で、アムステルダム大學圖書館の司書官 H. G. Rogge 博士が、一八八三年グロティウスの誕生三百年祭に發表した彼の著作目録のことを記してゐる。それによると、政治學、法律學、史學、神學、詩文、言語學、哲學、書信等に分つて九十五の著作がある。 R. W. Lee, Hugo Grotius, 1930, p. 47.

フイグ・ド・グロート Hug de Groot——彼自らその著作には拉典語化して Hugo Grotius と書くのが慣ひであつた——は、西曆一五八三年四月十日、和蘭の古都デルフト Delft に生れた。陶器で有名なこの市は、當時和蘭の中で最も重要な都市の一つであり、殆んど首府に近い地位を有つてゐたと云はれてゐる。^(六)グロティウスの父系の祖先は佛蘭西の出で、ブルゴーニュ地方から十四世紀頃に和蘭へ移住したものでらしい。彼の曾祖父に當るコルネリス・コルネー Cornelis Cornets と云ふ人が十六世紀の初頃にデルフトに定住し、その地の名門であるティエリー・ド・グロート・ファン・クライイェンブルフ Thiery de Groot van Kraaienburg の娘のヘルメンガルド・ド・グロート Ermengarde de Groot と結婚した。然しティエリーには他に男の子がなかつたので、娘の結婚に際して一つの條件を出した。それは、若し二人の間に男の子が生れた場合には長男が父親の姓を、次男が母親の姓を名乗ることにする、又若しも男の子がたつた一人であつた場合には、その子は父方と母方との双方の姓名をつける様にと云ふのであつた。その結婚からは、一人の男の子しか生れなかつた。グロティウスの名

は、この結婚の際の約束に従つて附けられた所であると云ふ。彼の父にも Hugo と云ふ名がついてゐた。^(七)

(六) R. W. Lee, Hugo Grotius, 1930, p. 3. グロティウスの祖先の和蘭への移住については、十四世紀説の外に十六世紀となすものがあるが、十四世紀頃となすのが正しいらしい。

(七) W. S. M. Knight, op. cit. p. 3.

グロティウスの母方のド・グロート・ファン・クラライイェンブルフ家も亦、和蘭では屈指の名門ではあるが、以前の貴族ではなかつた様である。最初はヘーグとデルフトとの中間に在るクラライイェンブルフ地方に土地を求めて商業に従事し、次第に産を爲したらしい。その勢力を得るに従つて地位も認められ、終に貴族となつた土地の van Kraaijenburg を名乗るに至つたのである。歴代デルフト市の高い役人となつてゐたが、貴族となつたのは四代の祖先に當るディデリック Diederick 又はディルク Dirk van Kraaijenburg と云ふ人の時代であつた様である。當時の土地の大地主であり城主であつた彼が、十六世紀頃に權勢を得て貴族になつたのが事實らしい。^(八) 孰れにしても、當時非常に由緒の古い名門であつたことは、多くの傳記者の一致して認めてゐる所である。^(九)

(八) ディルク Dirk の祖先の de Groots は、既に十二世紀の頃からデルフトの市に於て市長の地位に就いてゐたことである。彼等は二世紀以上に亙つてデルフトの市長其の他の顯要の地位についてゐた。さうして和蘭の多くの貴族との間に婚姻關係が結ばれ、やがて自ら貴族として認めらるゝ様になつたらしい。

(九) グロティウスの傳記は多く存在するが、私の主として参照したのは W. S. M. Knight の The life and works of Hugo Grotius, 1925 及び彼の執筆にかゝる諸論文、R. W. Lee の Hugo Grotius, 及び Julius Reiner の Hugo

Grotius und das Weischiedsgericht, 1922 等による。

グロテ、iusの父はジャン・ド・グロート Jan de Groot と云つてデルフトの市長であり、後にはライデン Leyden 大學の管理者の一人となつた人である。母はアリーダ・ファン・オーヴェルスキイ Aida van Overschie と云つて、才色共に優れた婦人であつたと傳へられてゐる。グロテ、iusには他に一人の弟と一人の妹があつた。グロテ、iusが如何に早熟であつたかは、八歳の時に既に優れたラ典語の詩を作つたと云ふことによつても想像がつく。⁽¹⁰⁾ 十二歳の時にライデン大學に入學したが、これは當時普通の入學年齢よりは一、二年早いのだ相である。⁽¹¹⁾ この當時彼に最も多くの影響を興へたのは、ラ典語學校長であつたラッソン Lasson 及び神學教授のフランシクス・ユニウス Franciscus Junius であつた。彼がその當時專攻したのは、主として古典語であり、ヘブライ語及びアラビア語をも習得した。當時ライデン大學に於ては有名な Josef Scaliger が教授であつた。スカリゲルは深くグロテ、iusの才能を愛して、心からその啓發に努力した。二人の間の友情は、一六〇九年スカリゲルの死に至るまで續き、その師の死に際してグロテ、iusはそれを悼むラ典語の詩を物してゐる。彼は二年間ライデン大學に於て學んだ後、一五九七年の終若くは一五九八年の始めに同大學を去つてゐるが、當時法律學を特に研究した様子はなかつた。⁽¹²⁾

(10) 彼は八歳の時、弟を失つたが、父の悲しみを慰めるために自らラ典語の詩を作つて父に與へてゐる。R. W. Lee, op. cit. p. 4-5 W. S. M. Knight, op. cit. p. 17-35. Julius Reiner, op. cit. p. 9.

(11) R. W. Lee, op. cit. p. 4.

(12) ライネルによれば彼は一五九七年ライデン大學に於て數學、哲學、法律學に關する問題について討論をしたと云ふことである。 Julius Reiner, op. cit. S. 10. リーはグロティウスがこの時代に法律學を研究したことについては何等聞知しなかつてゐる。 R. W. Lee, op. cit. p. 4.

一五九八年にグロティウスの生涯に於て一つの大きな出來事が起つた。それは和蘭政府が佛蘭西の宮廷へ使節を派遣するに當つてグロティウスがその使節の隨員として同じく佛蘭西へ赴いたことである。使節はユスティン・ファン・ナッサウ Justin van Nassau と政治家オルデンバルネヴェルト Oldenbarnevelt とであつた。佛蘭西は當時西班牙のフィリップ二世と戰爭をしてゐたので、和蘭はそれを繼續せしむる目的を以て使節を送つたのである。その目的は失敗に終つて、佛蘭西王アンリ四世は西班牙と講和を締結した。然しグロティウスは巴里に於て、多くの學者たちと知る機會を有つた。殊にアンリ四世は自らその肖像のあるメダルをグロティウスの頸に掛けて彼の名譽を表彰した。有名な "Miracle de la Hollande" と云ふアンリ四世のグロティウスに對する讚辭は、この時に發せられたものと思はれる。和蘭の使節の使命は失敗に終つたけれども、彼は尙暫くフランスに滞在した。彼がオルレアン大學から法學博士の學位を得たのは、この時のことである。

和蘭へ歸つて後、グロティウスはその職業について考へなければならなくなり、終にヘーグの裁判所に於て宣誓をした後に辯護士の職についた。彼が十六歳の時である。然しこの職は、長く彼を満足せしむる性質のもので

はなかつた。勿論、そのために彼の勉學が忽にせられたと云ふのではない。却つて閑暇を利用して彼は一層その學問に精進した。例へば既に渡佛前の一五九七年には、*Martianus Capella* の *Satyricon* を編纂して出版したが、歸國後の一五九九年には、和蘭の數學者 *Sevin* の航海に關する著作をフラマン語から拉典語に譯述した。又この數年間に詩や劇等をも多く作つてゐる。殊に閑暇のある時は文學及び歴史に専心してゐたが、後には公の補助を受けて和蘭共和國の歴史の研究に従事することが出来る様になつた。彼の研究の完成は種々の事情から遅延し、史的研究の結果たる「ベルギーの事柄に關する年代史並に歴史」*Hugonis Grotii Annales et historiae de rebus Belgicis, ab obitu Philippi regis usque ad inducias anni 1609* の稿を終へたのは一六一二年であつたが、その出版されたのは實にその死後二年の一六五七年のことであつた。⁽¹¹³⁾これより先、一六〇四年、彼は *Dousa* の死後、その後を受けて和蘭編史官の地位についた。

(三) 尚ほこの他にグロティウスには比較憲法に關する著述があるが、僅かにその一部しか残つてゐない。史的事實の正確さについては、後年彼自ら必ずしもそれを保障し得ないことを語つてゐた様である。R. W. Lee, op. cit. p. 7.—Burigny, *Vie de Grotius*, T. 1, p. 63.

彼の學問的、政治的經歷に關して非常に重大な役割をなしたのは、和蘭東印度會社の利益を代表するためにその辯護の職務についたことである。この點については後に「自由海論」の成立について誌す場合に詳説するから、こゝには特に述べることを控へることにする。この事柄は彼の學問的閱歷の上からは特筆すべき點である。

かゝる間にもグロティウスはその學問的活動を休止することなく孜々として著述に努めた。上述の著書の外に一六一〇年には、「*Batavia* 國の古代に關して」*De antiquitate Republicae Bataviae* を著し、政治學の理論を研究したものととして「國家間の平衡」*Paritela rerumpublicarum* を著した。然しその發行せられたのは漸く一八〇一年のことに過ぎなかつた。^(一四)

(一四) グロティウスの著作に關しては *Burigny, W. S. M. Knight* 等が各その目錄をかゝげ且つ詳説をなしてゐる。

これまでのグロティウスの生涯は比較的に平穩であり、且つ名譽と光榮とに富んでゐるものであつた。又辯護士としての地位には充分満足してゐなかつたとしても、尙ほ學問的の仕事に従事し著作をすることの出来る幸福なものであつたと云へる。然しこの時以後は、必ずしもさうでなかつた。それは西班牙との戦争及び宗教上の争ひが、彼の一身の上にも大きな影響を及ぼし、終に悲劇的な結果をも生むことゝなつたからである。

當時西班牙は、國王フィリップ二世の下に苛酷な宗教政策を執り、和蘭と政治的に抗争すると共に、思想的にも之を壓迫しようとしてゐた。有名な宗教裁判に依つて國王の命令の下に和蘭の總ての住民を異端者として死刑に處する旨を宣言したのは、人の知る所である。和蘭は新興の勢力として、この西班牙の壓政に抗して戦つてゐたのである。グロティウスの青、壯年時代は、祖國のかゝる困難な運命に際會してゐた時であつた。自由のために壓政に抗して戦つてゐた祖國の姿は若いグロティウスの心を深く動かして彼の愛國心を培つたのである。然し宗教的事柄に關しては、グロティウスは極めて寛大であり、同時に極めてはつきりしてゐた。和蘭は、宗教の事

柄に關しては當時一方に於てはライデン大學の教授ホマール Comar を首領とする Comarists と、他方は Arminius を首領とする Arminians の二黨に分れて烈しく争つてゐた。グロティウスはその孰れにも偏してゐなかつた。殊にアルミニウスの説をさうよく知つても居らず、それに賛成してゐなかつた。それにも拘らず、このライデン大學の神學教授の死に際して、彼はそれを悼む詩を作つた。彼の意圖は宗教上の紛争に介入するのではなく、單にアルミニウスの驚くべき才幹、その雄辯に對して敬意を拂ふと云ふ點にあつたらしい。然し偶然であつたか故意であつたか、その詩句の一字が誤つて印刷せられたために、グロティウスはホマールの激怒を買ふ結果となつた。グロティウスは上述した様に、自らは決して宗教上の信仰を原因とする争の渦中に入る意向は有つてゐなかつた。然し事實上の結果は彼をもその渦中に投ぜしめ、遂に幽囚の苦しみを嘗めしむるに至つたのである。

(二五) この宗教的紛争の經過について詳説することは、グロティウスの生涯を傳することを主なる目的とするものではない。文に於ては、控へなければならぬ。この點に關しては、上述したヴリーランドの著書、W. S. M. Knight の著書に詳述せられてゐるからこれを参照せられたい。

グロティウスがアルミニウスの派を支持したことは、元來彼の寛大な性質、態度に基いて居つたのであり、格別に深い神學上の教義、宗教上の信念を根據としてゐたものではなかつた様である。彼にとつては、カルギン教徒の信奉する救濟についての豫定論も、アルミニウスの奉ずる自由意志に因る救濟の可能の論も、さう彼の政治的行動を決定するについての大きな意義のあるものではなかつたらしく思はれる。彼は最初はたゞ優れた人格と

してのアルミニウスとその功績とを詩に表して記念しようとしたにすぎなかつたのであるが、後には反対黨側からはアルミニウス派を以て目せらるゝに至り、遂にモリス公の支持するホマール黨に依つて憎まれ、オルデンバルネヴェルト Oidenbarneveldt、ホーゲベールツ Hogeberts と共に、彼等が使節として派遣せられた宗教會議の開催地たるドルトレヒト Dordrecht に於て逮捕せらるゝに至つた。それは實にオレンヂ公モリスの命令に基いて行はれた所である。^(一六)

(一六) 此の會議に於てアルミニウスの信仰教義は、純正な信仰に反する異端であるとせられ、グロテイウス等三人の罪狀は叛亂罪であると宣告せられた。然しそれらが豫め政治的事由に基いて準備せられたものであることは、種々の事情から見て疑ない事實であるとせられてゐた。殊にオルデンバルネヴェルトの如きは、當時既に白髮の老人であり、過去四十年に亘つて祖國のために盡した人であつたが、聯邦に對する叛逆者として宣告せられ、翌日直ちに死刑に處せられた位である。グロテイウス自身は、國家の宗教並に平和に反對して語り且つ書いたと云ふ事由で終身禁錮に處せられた。さうして、一六一九年六月五日ホーゲベールツと共にレーヴェンシュタイン Lovenstein の城塞に幽囚せらるゝに至つた。彼の財産は全部沒收せられた。 Julius Reiner. op. cit. S. 25.

然し彼の牢獄生活は、無爲には過ぎなかつた。彼はその學問的勞作を幽囚の中に於ても繼續した。且つその妻の奇智に依つて約二年後の一六二一年五月二日、書物を入れた木箱の中に數時間身を隠して看視の眼を避けた上、終にその牢獄を脱出してアントワープから佛蘭西へ逃るゝことに成功した。

佛蘭西に於ける彼のその後の生活は、比較的落ちついたものであつた。多くの學問上の友人及び後援者たちの

盡力に依つて、彼はルイ十三世から年金三千リールを支給せられ、生活の安定と共に學問上の勞作を續けることが出来る様になつた。「戦争と平和の法」についての著作も、この當時に胚胎してゐたと云へるであらう。たゞ當時佛蘭西の宰相リシリューの就職勧誘を拒絶して以來は、その年金も正規には與へられず、次第に途絶え勝ちになつた。彼は一六二一年から一六三一年に至る十年間の滯佛生活の間に於て、不斷に祖國へ歸りたいと云ふ望みを棄てなかつた。然し當時彼の敵の攻撃に對する辯護の書を書いたために、彼は本國に於ても法外の人として宣告せられ、その名譽も財産も奪はれてゐたのである。その祖國に對して、追放の身にあつた彼は、變ることのない愛を懷きつゞけて、歸國の日を熱望してゐた。巴里の生活は、年金の途絶えた後に於ては相當に苦しいものであつた。それにも拘らず、彼はその學問上の仕事を中絶することをしなかつた。たゞ一六三一年中に、僅か數ヶ月間、和蘭に歸ることが出来たが、永くそこに留まることは出来なかつた。彼はその後三年獨逸にも滯在したが、一六三五年に至つて終に瑞典の大使として巴里に赴任することができた様になつた。さうして其の後約十年間を、巴里に生活することが出来た。巴里赴任の後、彼は嘗て自己がその市長であつたロツテルダム市とモリス公の後嗣ヘインリッヒ公とに對して、彼は最早和蘭の國民ではなく、爾後瑞典こそ彼の祖國であることを書き送つた。祖國に對する深い愛を懷きつゞけながら、終にその祖國との關係を絶つて瑞典の大使とならなければならなかつたグロテ、ユスの心事は同情に堪えないと共に、その生涯は、寔に數奇を極めたものと云はなければならぬ。

(17) R. W. Lee, op. cit. p. 36—37, Julius Reiner, op. cit. S. 29—30. 勿論、外交使節としてのグロティウスは、必ずしも適任者とは云ひ得なかつた様である。又その仕事も、權謀術策を事とした當時の外交界に在つては、グロティウスの様に良心的な學者にとつて決して容易なことではなかつたらしい。彼が如何に外交上の儀禮等に通ぜず、且つ無頓着であつたかは、當時佛王ルイ十三世の公式の接見の式に際し、他の外交團に屬する人々が國王の居室の前室に集合するのを慣ひとしてゐた中に在つて、グロティウス一人だけは側に在つて新約聖書の原文を熱心に研究してゐたと云ふ逸話に依つても、
ほゞ推測することができるであらう。

瑞典大使としての彼の巴里の最後の數年は、その地位の重要であるにも拘らず、左程幸福なものではなかつた。その年俸二萬法も、後には正規に支拂はれなくなつて彼を困惑せしめたこと、ルイ十三世の年金の場合と類を同じうしてゐた觀がある。然し彼はこれらの困難や不遇にも拘らず、依然その學問的精進を續けたのである。その主著「戦争と平和の法」を始め多くの著作がなされたのも、主としてこの時代であつたことを思へば、その不撓の努力は驚歎に價するものがあると思つてよからう。

一六四五年に至つて、グロティウスは自發的にその職を辭した。瑞典女王は彼に對して最大の感謝の手紙をかき、更に他の地位を彼に與へようと申出でたと云はれてゐる。^(一八) 彼は巴里を立ち、^(一九) ディエップからロツテルダム及び阿姆斯特ダムに行つたが、それらの地に於ては非常な名譽と敬意とが表せられたと云ふ。^(二〇) 彼は更にハンブルグ、リューベック、ヴィスマール等を経て瑞典に還へることが出來た。ストックホルムへの到着に際しては、クリスティーナ女王自ら彼を出迎へて之に名譽を表彰した。然しその提供した樞密顧問官の榮職は、如何なる理由からか、

彼の受諾する所とはならなかつた。⁽¹⁰⁾又彼の瑞典滞在も、長い間のことではなかつた。再びリューベック港へ歸航する航海の途中に於て、彼の乗船は暴風雨のために不幸にも難破の危険に會つた。彼は止むなくボメラニアの海岸に上陸して、無蓋の貧しい馬車に依つてその旅を續ける外はなかつた。而もその行路の嶮峻は、彼に長くその旅行をつゞけることを許さなかつた。八日も苦しい旅をつゞけた後、彼はロストックに於てその旅を中絶する外はなかつた。疲弊は病を胚んだ。彼は異郷のロストックに病んで終に一六四五年八月二八日その地に死んだ。寔に數寄を極め風雲に富んだ一生と云はなければならぬ。

(11) 一説には女王は別にグロテイツスに對して他の地位を提供してはゐなかつたと云はれてゐる。R. W. Lee, op. cit. p. 44.
 (12) De Burigny, Vie de Grotius, 1754, T. II. p. 67—68.

(10) この點については Reiner の記す所と Lee の記す所とは一致してゐない。彼が僅か一ヶ月足らずの瑞典滞在の後再びリューベックへ歸へらうとしたのは、當時その娘が Spa に療養して居り彼はその妻と娘とに會ふために急いで瑞典を出發したのであるとの説もある。Julius Reiner, op. cit. S. 32.—R. W. Lee, op. cit. p. 43—44.

彼の遺骸は始めロストックの司教座聖堂に埋葬せられたが、間もなくその故郷のデルフトの司教座聖堂に納められた。ウイリアム沈黙王その他の多くの偉大なる人々の墓の側に、この曠世の學者、天才の墓がある。墓碑銘は、彼自らが生前に撰んだものであり、次の如くに誌されてゐる。

Grotius hic Hugo est, Batavus,

Captivus et Exul.

Legatus Regni, Suedia magna,

tui.

こゝに囚人にして追放者

和蘭人にして

偉大なる瑞典よ、

汝の王國の大使たる

フリーゴ・グロテウスは眠る

(II) その業績

私はグロテウスの海洋自由論の意義を明かにする目的を以て、簡単にその生涯について誌した。彼の學問上の多くの著作が如何なる環境の中に於て書かれたかを明かにすることは、その意義をよく理解する上に於て望ましいことであると思つたからである。従つてその生涯の輪廓を描いた後に於て、私は彼の學問上の業績について一言しなければならぬ。

グロテウスの業績は、その生涯が多岐であり多端であつた様に、決して一にしてとどまるものではない。然し今私がこゝに述べようとする所は、主として、その法律學の發達の上に示した業績である。殊に國際法の近代的意味に於ての建設者として考へられる彼の學問上の功績についてである。今日の國際法の理論が彼の努力によ

つて如何に建設せられ進捗せしめられたかを知ることは、今日以後のその發達について考ふる上に極めて意義が深いことを思ふからである。

グロテ、ウスの著書は既に述べた如く、多くの部門に亙り、且つ頗る多數に上つてゐる。⁽¹¹⁾然しその文學、詩、等に關するもの、言語學に關するもの等については、今こゝに論及する限りではない。私は専ら彼の法律學に關する著作について述べるのにとどめたいと思ふ。グロテ、ウスの法律學的著作は、さう多いとは云へない。殊にその主著の *De jure belli ac pacis* を除けば、後述する「自由海論」と密接に關係のある「捕獲法論」*De jure praedae commentarius*, 1868 が、最も大部なものに屬する書物である。以上の二著は、いづれも拉典語で書かれてゐるが、その他に和蘭語で書かれた「和蘭法學入門」*Inleiding tot de Hollandische Rechts-geleertheyd* と云ふ有名な書物がある。殊にこの書物は、「戦争と平和の法」と共に、グロテ、ウスの法律學的著作の中では最も重要なものであり、長く和蘭法學の發達に貢獻してその權威を認められてゐた。殊に、その書かれた時期及び環境は、かゝる性質の書物の著述には最も不利且つ困難であつたにも拘らず、その内容は和蘭に於ける法律學研究及び法律實踐の上に大きな影響を與へたと云はれてゐる。⁽¹²⁾

(11) フェリニの擧げてゐる所は全體で四十七種に上つてゐる。Burigny, op. cit. p. 255—261. ナイトの擧げてゐるのは、七部門に亙り五十七部に達してゐる。その言葉は主として拉典語であるが希臘語又は和蘭語のものも一二ある。W. S. M. Knight, op. cit. p. 291—293. この書物が彼のレーヴェンシュタインの牢獄に幽囚せられて参照すべき文献もない中で

書かれた書物であることを思へば、この「和蘭法學入門」は、驚歎すべき著作であると云つていい。殊にグロティウスの著書としては、從來その主著「戦争と平和の法」のみが喧傳せられてゐる事實に省みて、一層その感を深くする。同書は二十九版を重ね、和蘭語及び拉典語の註が多く存在してゐる。

(iii) R. W. Lee, Hugo Grotius, 1930, p. 47—49.

然しグロティウスの業績の中で不朽の名聲を彼のためにかち得たものは、何と云つてもその主著たる「戦争と平和の法」である。又グロティウスが從來國際法の父と云ふ名を擔つてきたのも、主としてこの著書の有する價值、その國際法及び國際法學の發達の上に及ぼした大きな貢獻、意義に依つてである。云はなければならぬであらう。否單に國際法學のみに限るのは狭きに失する嫌がある。その國際法の理論は、根本に於ては、自然法の理論と引き離しては考へられないのであり、グロティウスの著書は單に國際法上の問題のみを取扱つたにとどまらないで、廣く且つ深く法律學の根本問題に觸るゝ所があると云はなければならぬのである。その法の理論は、戦争と平和とを主題として、法の本質の探究に向けられてゐる。従つてグロティウスの業績、殊にその學問上のそれを論ずるに當つては、此の主著の有つ意義を明かにすることが極めて必要である。法の本質及び法と道德との關係等について想ひを潜むる者は、彼が實證法の有つ意義及び價值と自然法のそれとについて考へ論じてゐる所を無視することは許されぬであらう。彼は、事物自然の道理として、自然法の存在を認めてゐた。又諸國民間の關係を規定するものとしての國際法の存在を認めてゐる。たゞ自然法と異つてかゝる國際法は、事物自然の

道理として妥當するのではなく、諸國民の意思、主としてその合意を基礎として成立するものである。最後に彼は各國家の内部に於てその國民を支配し規定する國內法即ち實證法の存在を認めてゐる。かくして自然法、國際法、國內法の存在とその本質並びに相互の關係は、グロティウスがその主著に於て取扱つた最も重要な主題であり、國際法及び法の根本問題がそこに驚くべき精緻さを以て論究せられてゐるのである。(二三)

(三三) グロティウスはその主著に於て、戰爭の問題に關聯して自然法及び國際法の本質を明かにすることに努めてゐる。従つてこれは國際法の戰爭及び平和の論であると共に、戰爭を契機として國際法殊に法の本質を明かにすることを努めてゐる點に於て法の哲學であるとも云へるのである。

グロティウスの主著については、私は他日更めて一層詳細に論じたいと思つてゐる。然し恐らくそれは「戰爭と平和の法」の譯が完成して世に出づる時となるであらうから、尙ほ相當の期間を隔てゝゐると思はなければならぬ。然るにこゝではその海洋自由の理論について論究することが主題であり、その自由海論の地位と意義とを明かにする必要の上から考へて、グロティウスの業績について考察をすゝめてゐるのに過ぎない。従つて、その主著についても一々内容につき學問的に詳細に論究することは、之を他の機會に譲らなければならぬ。こゝではその業績を大觀する上から、極めて概觀的な説明をするのにとどめておきたいと思ふ。たゞグロティウスの學問上の業績について語るに際しては、何うしてもこの主著の有つ意義を考へない譯には行かないために、自由海論の意義を明かに把握する必要の上からも、私は「戰爭と平和の法」について一言誌すのであることは上述し

た通りである。従つてその叙述が簡単に失するとしても、それは他日更めて「戦争と平和の法」について論ずる意向であることに考へ合せて、暫く許しておいていただきたい。

グロティウスの主著は、その三回の巴里滞在中の第二回目の滞在の際に成立したものである。最初の滞在は僅か十五年の少年の時に母國から佛蘭西へ特派せられた大使に隨員として伴つて行つた時のことである。この時代に於ても、彼は佛蘭西に於て多くの政界及び學界の知名の士と知る機會を得た様である。然し何と云つても、當時彼は尙ほ十臺の少年であり、その研究も未だ圓熟してゐるとは云へなかつた。二回目の佛蘭西滞在は、彼が宗教上の紛争に捲き込まれてレーヴンシュタインの城塞に幽囚の身となり、そこを脱出してフランスに走つた時からである。この滞佛生活は一六二一年から一六三一年までの十年に及んでゐる。この時期に於て、彼の學問的業績の最も輝かしいものである「戦争と平和の法」が著されたのである。第三回目の佛蘭西滞在は、彼が瑞典の大使として一六三四年に巴里に赴任した時から一六四五年に至る同じく十一年間である。その孰れもグロティウスの生涯に於て意義の深いものであつたに違ないが、とりわけ第二回目の滞在は、彼の主著の著作と結びついてゐるために一層忘れがたいものとなつてゐる。その世界的の業績が彼の祖國に於て營まれず、追放の異郷に於て完成せられたと云ふことは、今日から考へて見ても、寔に感慨に堪えないものがある。

多くの文献に照して見ると、グロティウスは一六二二年の後半から、「戦争と平和の法」の構想にかゝつた様である。ナイトの傳する所に従へば、彼は最初にアヤラ Ayala 及びアル・ベリクス・チェンティリス Albericus

Gautis 並びに西班牙の諸學者殊にその新スコラ學派の人々の著作を研究し參酌したらしい。^(二四) その著作の仕事は、最初は巴里に近いサンリス Senlis 附近のペラニー・シュール・テーラン Balagny-sur-Thérain の城で着手せられた。それは彼の友人が、居城であつたものを提供したのであり、グロティウスはそこに一六二三年の五月から七月まで滞在して仕事に従事した。勿論、彼は長くその友人の城に滞在したのではないので、後には近くのサンリスの町の方へ移つてその仕事をつづけ、つゞいて十一月には再び巴里へかへつてその大著に従事した。要するに、一六二二年から三箇年の努力によつて、終に一六二四年の秋に至つてこの大著は完成したらしい。著作の筆を擱いたのは巴里であつたけれども、著作の主要な部分は、彼がペラニー・シュール・テーラン及びサンリスに於て田園に親しみつゝ生活してゐた頃に書かれた様である。^(二五)

(註) W. S. M. Knight, op. cit. p. 193.

(註) W. S. M. Knight, op. cit. p. 193.—Julius Reiner, op. cit. S. 39. 彼の手紙によればこの田園生活の期間は、彼のその主著の著作と田園の逍遙とに費した勞苦の多い然し楽しい時期であつたらしい。彼は「私は仕事と散歩とを交るゝしてゐる、さうして或る時は私は散歩しながら研究してゐる」と書いてゐる。

この著書は、一六二五年に巴里の Nicolas Buon 書店から出版せられた。さうしてその後多くの國語に譯され、^(二六) 拉典語版と共に百二十版を出すに至つてゐる。然し、私は今この主著の成立について詳細に立ち入つて書く暇はない。そのことは上述の理由に依つて他日に期することゝして、こゝでは彼が如何なる思想、事由に依つてこの

著作に従事するに至つたかを簡単に述べるにとどめておきたい。グロティウスは、國家間又は國家の支配者の間の相互的關係を規定してゐる規則について、從來の學者が餘り論究してゐないことを考へて、彼自らかゝる規則の研究に志したのである。さうしてグロティウスは、國家間の法を認識するについて、大體三つに分つて考へを進めてゐる。即ち自然に基く法、神の攝理に基く法及び慣習及び合意に基く法これである。グロティウスの時代に至るまでは未だ何人も國家間に支配する法について、それを詳細に且つ體系的に論究したものはなかつた。^(一七)これがグロティウスの國際法に關する一般的な體系的な著作を志すに至つた一つの主要な動機である。

(一七) R. W. Lee, *op. cit.* p. 47.

(一八) Hugo Grotius, *De jure belli ac pacis libri tres*, *Prolegomena*, I. それのみではなく、國家間の法の存在を明かにし、かゝる規則としての國際法の體系的の研究をなすことが、人類の福祉の上から必要であると考へたのである。Grotius, *op. cit.* *Prolegomena*, I.

グロティウスは國際法が存在しなければならない根據を、アリストテレスが盜賊の間に於ても法があることを説いてゐる一節に言及しつゝ論究してゐる。即ち如何なる人間の團體も、法の規則なしには存在し得ないものがあり、その點に關しては、國家たる團體についても亦、變りはない。人類又は諸國民の團體にも、法は存在しなければならぬのであり、國家間の法も亦、この人的結合の基礎、基本としてその存在を認めなければならぬのである。^(一八)グロティウスにとつては、國際法は、この限りに於て自然的性質を有つ法である。殊に凡そ人と人と

の結合の存在しうるためには、常に或る客觀的の規則の存在が前提せられなければならないと云ふ此の自然的な、基本的な事實に基いて、國際法はその根本に於ての性格が、自然的なのである。彼が自然法の理論を展開するのは、人間關係のこの基本的性格に根據してのことであり、決して單なる個人的の恣意若くは偶然の發意に因るものではない。

(ix) Hugo Grotius, *De jure belli ac pacis, Prolegomena*, XXIV.

然るにグロティウスが國際法の最初の體系的な著作とも云ふべきその著を「戦争と平和の法」と呼んでゐるのには、更に他の深い事由が存在する。元來この主著の完全な書名は、*De jure belli ac pacis libri tres in quibus Jus Naturae & Gentium, item Juris Publici praecipua explicantur* 「戦争と平和との法について、三篇。その中に於て自然法、萬民法並に公法の主要なる諸問題を論説す」と云ふ非常に長いものであり、彼はそこに、自然法、神法、國際法の理論を詳細に互つて展開してゐるのである。然るに、國際法の理論を深く論究するに當つて、彼の専ら想を潜めた主題は、實に戦争であり、戦争に關する法であつた。彼はこの點を、そのプロレゴメーナの中に於て明かに論じてゐる。即ち、彼は戦争の事實に即して國際法の存在を認識し、且つその國際法の本質を明かにすることに努めてゐるのである。彼は、戦争に關して又戦争の中に於て有効に支配する法のあることを認め、且つそれに関して著述するについての多くの且つ重大な事由のあることを、主著の冒頭に於て説いてゐる。殊に彼が戦争法についてこの書を著さうとしたのは、當時の基督教諸國家の間に於て戦争に關する法が充分よく守ら

れて居らず、凡そ野蠻人もそれを恥とする様な状態の存在することに省みてのことであり、彼はその著書に依つて戦争に關して、又戦争に於て遵守すべき法の儼として存在する事實を、明かにしようとしたのである。(二九)

(三二) Grotius, *De jure belli ac pacis* Prolegomena XXVII.

彼はこの戦争に關し、又戦争に於ても遵守せらるべき法の存在を認識し證明するために、「戦争と平和の法」の大作を志し、それに依つて自然法と神法、國際法の本質と、その相互の關係を明かにすることに努めたのである。さうして、こゝにこの主著の最も重要な特質が認められるのである。

「戦争と平和の法」は、その出版せられた當時に於ても、その後にも、多くの批判の對象となつた。或る人々はこれを深く且つ高く評價して、グロテュウスを國際法の父として尊敬してゐる。然し同時に、反對の見解を述べてゐるものも亦、當時から存在しなかつた譯ではなかつた。殊に十八世紀に於ては、ヴァルテール及びルソオの如き人々は、グロテュウスのこの主著をさう高くは評價せず、寧ろ過酷と思はるゝ批評をさへ敢てしてゐる。ルソオの如きは、グロテュウスがその主著を「佛蘭西及びナヴァラの最も基督教的なる國王ルイ十三世に捧ぐ」と云ふ献本の辭を書いてゐることに因んで手厳しく批評し、彼は人民から總ての權利を奪つてそれを國王に與へてゐると云ふ様な、極めて當らない批評をさへしてゐる位である。(三〇)

(三〇) Rousseau, *De contrat social*, Livre premier, Chapitre II.

グロテュウスの主著に對する評價はかくの如く、當時に於て必ずしも一致してはゐなかつたし、今日に於ても、

その理論、學說の獨創性を問題とする學者は、我國に於ても、外國に於ても、少くはない。然し、その獨創性についての批判については、私は後に孰れ更めて論じようと思へてゐる。兎に角、グロティウスのこの主著を以て國際法が始めてその學問的な權威と體系としての形式と實質とを備へてきたことだけは、何人も到底疑ふことのない明かな事實であり、この點にグロティウスを國際法の父として尊重することの意義も、存在すると云つていゝであらう。さうして同時にこのことは、彼の「自由海論」の地位と意義とを明かにする點からも、極めて重要な點である。何となれば、「自由海論」、一層適切にはその「捕獲法論」こそ、國際法の理論が始めて體系的の價値を有つに至つた主著「戦争と平和の法」の先驅者としての實質を備へてゐるからである。(つゞく)